

使用済燃料の処分の方法に係る記載について

設置変更許可申請書の使用済燃料の処分の方法として、「常陽」の使用済燃料については再処理を行うこと、国内又は海外での再処理が選択肢としてあることを記載しており、使用済燃料について、再処理のために引き渡すまで「常陽」で適切に貯蔵・管理することを明記する。

8. 使用済燃料の処分の方法

使用済燃料については、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国において再処理を行うこととし、再処理のために引き渡すまでの間、高速実験炉原子炉施設の使用済燃料貯蔵設備にて使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。

海外再処理を行うに際しては、政府の確認を受けることとする。海外再処理によって得られるプルトニウム及び濃縮ウランは、国内に持ち帰る又は海外に移転する。また再処理によって得られるプルトニウム、若しくは濃縮ウランを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。